

国立大学法人琉球大学と沖縄気象台との包括連携に関する協定書

国立大学法人琉球大学（以下「甲」という。）と沖縄気象台（以下「乙」という。）は、沖縄県の安全・安心な地域づくりに寄与するため、以下のとおり包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が保有する人的・知的資源の交流と活用を図り、包括的な連携と協力のもと、島嶼地域である沖縄県の災害の予防並びに被害軽減に資するとともに沖縄県の産業の発展や地域住民生活の向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携及び協力するものとする。なお実施時期、実施方法その他具体的な内容については甲乙が協議の上、別途定める。

- （1）気象、地象及び水象による災害に関わる研究、及び産業活動の創出・活性化に関すること
- （2）気象、地象及び水象による災害発生時の現象解明に向けた共同調査の実施に関すること
- （3）地域住民に対する防災知識の普及・啓発活動に関すること
- （4）防災教育に関すること
- （5）乙の業務に甲の学生及び教職員の研究成果・活動を活かすこと
- （6）人材育成・キャリア形成に資する支援に関すること
- （7）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（機密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た機密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認し、第三者に対して開示、漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、本協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、知り得た情報及びその提供元について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、漏えいしてはならない。又、本協定の目的以外に利用してはならない。

（協定期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし有効期間の満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書による終了の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲及び乙は、協議の上、本協定を解除することができる。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して別途定めるものとする。

（その他）

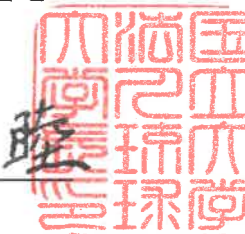
第8条 本協定締結の前になされたもので、甲及び乙において個別分野での連携・協力をを行っている事項については、本協定に基づくものとみなす。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和3年 3月30日

甲 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地
国立大学法人琉球大学
学長

西田 隆



乙 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号
沖縄気象台
台長

吉田 隆

